

日本語の主文のモーダリティと条件節

井上和子

神田外語大学言語科学研究センター

本論文では、時制辞のモードとして「認定」を仮定し、意味と統語の両面からこの仮定に根拠を与え、これを基に条件節の意味として「仮定条件」と「実現前提条件」に分けた。時制辞を持たない「ば」条件節は、「認定」のモードを欠いているので、主文のモーダルからの制約を受けないと仮定した。この仮定が予測どうりであることを示した上で、「ば」条件節が実現前提条件節の文脈に現われ得るかどうかを、検討した。その結果、仮定条件を表わす条件節と実現前提条件を表わすものは、互いに相手の環境に生起しえないことが分かった。これにより、従来の研究では、個別の制約とされていた制約を一般化することができた。さらに、「と2」と「なら2」が主文のモーダルに制約されるのは、これらの形式がそれぞれ持つ意味と異なる条件表現が要求される環境において起こる制約であることを明らかにした。形式を手がかりにした分析の可能性を示したものである。

0. はじめに¹

条件節は主文の付加詞(adjunct)として機能する。従って主文との間に何らかの選択制限が働いているはずである。本論文では、主文のモーダルと条件節の間にこの制限があり、主文のモーダルが条件節の選択を決定すると仮定する。特に、

¹ 本研究は、神田外語大学言語科学研究センターのゼミに参加している諸氏との討論および長谷川信子氏のコメントに負うところが多い。とくに上田由紀子氏との意見交換によって、互いの論文が補完し合うように努めた。資料収集に当たっては大倉直子氏に負うところが多い。本研究では、「後件の成立が前件の成立に依存する」という標準的条件文を取り上げた。したがって、反実条件節は対象にしていない。

「認定」(confirmation)という基本的なモードと主文のモードが重要な働きをすると仮定して、その実態にせまる。「認定」とは、「話し手が発話内容を真であると認める」という、時制辞が持つモードとする。

第1節では、Inoue (1989)、井上(1990)(2006, 刊行予定)を含めて、益岡(1991)(1997)、仁田(1989)(1991)を中心とする先行研究によって明らかにされたモードに関する基本的概念を上げる。第2節では、基本的な日本語の条件節について考える。第3節では、主文から条件節への制約が働くかどうかは、条件節に「認定」のモードを持つ時制辞が存在するか否かによると仮定して、その検証を行う。第4節では、検証過程で出てきた問題点の解決を図る。第5節には、認識モードと発話伝達のモードの統語上の位置を提案し、6節をまとめに当てる。

1. モーダルに関わる基本的概念

1.1. モーダルとは

モーダルは話者の発話時の心的態度を表わす。従って次の特徴がある。

- (a) モーダルは「過去」時制を持たない。(時制の分化がない。)
- (b) モーダルには、否定形がない。
- (c) モーダルには、発話内容にたいする話し手の認識を表わす認識モードと発話の伝達に関する話し手の態度を表わす発話伝達²のモードがある。
- (d) 発話伝達のモードは主文のみに1個現れる。

² 一般に「発話・伝達」のモードと呼ばれているが、「発話による伝達」の意味に用いるために、「発話伝達」とした。

1.2. 日本語のモーダルの特徴

1.1 に上げた特徴(a)-(d)を持つものを真正モーダルと呼ぶ。

1.2.1. 真正モーダル

- (a) 日本語では、発話伝達のモーダルが範疇として独立しており、認識モーダルと区別される³。

認識モーダル：「だろう、(し)よう⁴、(する)まい」など。

発話伝達のモーダル：「(し)ろ、(し)よう(勧誘)、(する)な」など。

- (b) 「だろう」は過去、非過去の時制辞に後続する⁵。他のモーダルは、「る」に後続するもの(「(する)まい」「(する)な」)、連用形に後続するもの(「(し)よう」)がある。
- (c) 主文は、発話伝達のモーダルが一つ選ばれて始めて文として成立すると仮定する。
- (d) 認識モーダル、発話伝達のモーダルともに真正モーダルは主文にしか現われず、一つの主文に一つしか許されない。(ただし、認識モーダルの[だろう]は従属節に現われことがある⁵。)
- (e) 定時制辞で終わる文と認識モーダルで終わる文は、表面上発話伝達のモーダルを欠いている。上記(c)(d)の帰結として、これらには音形を持たないモーダル(ゼロモーダルと呼ぶ)の「伝達」が選ばれていると仮定する。

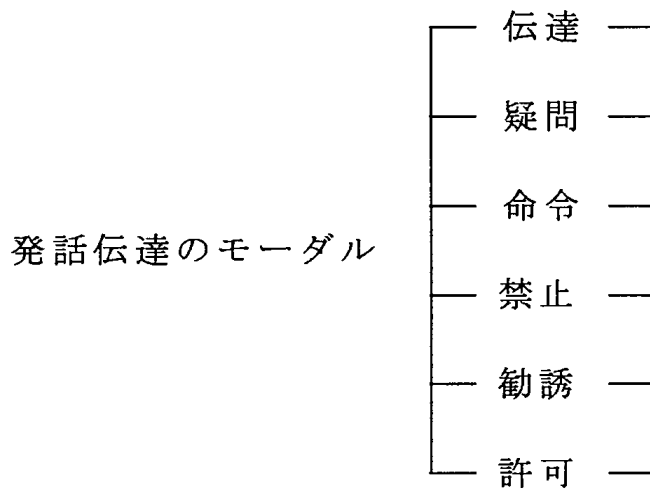
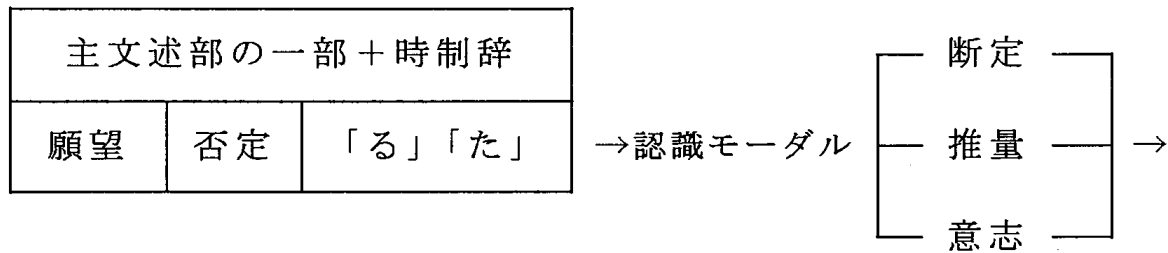
³ 英語では、発話伝達のモーダルの意味は平叙文、命令文、疑問文など、文のタイプとして区別されている。従って、発話伝達のモーダリティに対しては、いわゆる Performative Analysis の提唱するように、遂行動詞(declare, command, inquire の範疇に入り、発話による行為を表わす動詞)を持ち、「一人称主語、二人称間接目的語、現在時制」で、かつ音形のない遂行文(performative sentence)を主文として仮定しなければならない。平叙文には *I tell you* , 命令文には *I order you* 疑問文には *I ask you* という音形を持たない主文が仮定されているのである。

⁴ 「よう」は母音動詞に続くと「起きよう」「寝よう」になるが、子音動詞に続くと「書こう」[読もう]のように子音[y]が落ちる。

⁵ (b)(d)に示した「だろう」の特性については、井上(刊行予定)を参照されたい。

1.3. 日本語のモーダリティ⁶の体系

(1)



(1)は井上(刊行予定)において、提案した日本語のモーダリティの体系である。

注目点：

- (a) 日本語には、真正モーダルのほかに、擬似モーダルと呼ばれるものが多数存在する。それらは、すべて、認識モーダルとして働く。
- (b) 本論文では、真正モーダルのみを扱う。(擬似モーダルについては井上(刊行予定)を参照されたい。) 反実条件文も、本研究の対象から外す。

⁶ モーダルは個々に与えられるもので、モーダリティは体系をなすモーダルの集合を指す。Narrog (2005)はモーダリティを意味論に属する概念としている。

- (c) 「願望」を表わす「－てほしい、－たい」を、感覚や感情を相手に訴える発話・伝達のモーダルとする研究があるが（例、仁田 1991 など）、ここでは、述語としての「－てほしい、－たい」が感覚を表わし、それを話し手が認定し、「断定」という認識モーダル、「伝達」という発話伝達のモーダルに繋がられて文が成立すると考える。「願望」は、例えば「魔物よ、うせろ」などの命令形が、聞き手を想定しない文脈（例えば、独白）において与えられる意味と考え、別個のモーダルとはしない。
- (d) 井上（刊行予定）に従い、時制時「る」「た」にも、「確かなものと認める」というムードがあると仮定し、これを「認定」と名づける。（この仮定の根拠を次節 1.4 において示す。）時制辞のみで終わる文は、時制辞に与えられた「認定」というムードが認識モーダル「断定」に繋がられ、さらに発話伝達のゼロモーダル「伝達」に繋がられて、文が成立すると考える。これを日本語の基本的文型とする。本論文では、時制辞「る」を持つものを主文 A と呼び、時制辞「た」を持つものを主文 B と呼ぶ。続いて、モーダル構造(1)における配列順に、認識モーダル「推量」を持つ文を主文 C、「意志」を持つものを主文 D、発話伝達のモーダルを持つものを一括して主文 E として、これらの主文から条件節に科せられる制約について検討する。

1.4. 時制辞について

1.4.1. 時の解釈

- (a) 時制辞「る」：状態述語に続く時には、現在（の状態）を表わす。動作述語に続く時には、普遍的テンス、習慣、または動作の未完了を表わす。動作の未完了の意味は、

確定未来の意味に拡張される。

- (b) 時制辞「た」: 状態述語に続く時には、過去（の状態）を表わす。動作述語に続く時には、過去の動作、または動作の完了、または過去の習慣を表わす。

1.4.2. 時制辞のモード

モーダリティの形態的側面をモードと呼ぶことがある。（宮崎、安達、野田，高梨(2002) p. 9-15) 例えば、命令形「書け」は命令のモード、終止形の「書く」は叙述のモードなど。単語レベルの形態的カテゴリーのモードが文レベルの機能・意味的なカテゴリーへと具体化するという考えである。本論文での「認定」も時制辞という形態に与えられたモードと考える。

「認定」は「確かなものと認める」という意味を持つ。寺村(1984, p. 67)は「確言的表現の基本的な特徴は、あるコトを、確かな事実として聞き手に伝えようとする表現」としている。これを分析し、「確かなものと認める」をモード「それを伝える」を発話伝達のモーダルと考える。

井上（刊行予定）では、「と」条件節には「実現性」の含意があり、「事実的用法の「と」」と呼ばれることがある（例えば蓮沼(1993)）ことを認め、これを「と」に先行する不定時制辞「る」の「認定」のモードによると仮定している。すなわち、条件節の表わす事態が実現される、あるいは実現されたものと認定されるということである。(2)のような現象描写文は、この意味での実現性の認定を必要とする。

- (2) a. ベルを鳴らすと、犬が大声で吠え立てた。
b. 玄関を開けると、美しい花が飾ってある。

現象描写文は、条件節の内容が実現して始めて、主文がそれを契機とする現実の事態を描写することができる。従って、

現象描写文が「と」節にたいして時制辞による「認定」のムードを要求すると考えるのである。井上(2006)では、現象描写文の要求に応える「と」を「と1」と呼んでいる。

以上のように意味を根拠に「認定」のムードを仮定したが、これに統語論から支持を与えることができる。まず、(3)を仮定する。

- (3) 条件節に時制辞がなければ、その内容の実現性が「認定」されない。したがって、時制辞を持たない条件節は、事態の実現なしには成立しない現象描写文には生起しない。

予測：「ば」条件節は時制辞を許容しない。したがって、現象描写文の付加詞としては排除される。

- (4) a. *ベルを鳴らせば、犬が大声で吠え立てた。
b. *玄関を開ければ、美しい花が飾ってある。

(4a)の主文の動詞が習慣を表わすと解釈すれば、この文は適格文になる。しかし、主文を現象描写文とする限り、(4)の a, b 文は予測通り不適格文である。

本論文では、以上の意味と統語の両面からの根拠を基に、時制辞に「認定」のムードが与えられているという仮定に立って議論を進める。

2. 日本語の条件節の分析

2.1. 条件節の主要弁別素性

井上(2006)での条件節の分析に用いた主要弁別素性は、 $[\pm\text{Conditional}][\pm\text{Sequential}][\pm\text{Hypothetical}]$ であった。しかし、ここには、 $[-\text{Sequential}]$ が $[\text{Hypothetical}]$ に、 $[-\text{Hypothetical}]$ が $[\text{Sequential}]$ になるという余剰性が出ていた。そこで、本論文では、基本的弁別素性を $[\pm\text{Conditional}](\text{Con})$ 、

[±Hypothetical]([±Hyp])⁷とする。他の弁別素性については、必要に応じて議論の中で説明する。

2.2. 基本的な条件節

上記二つの基本的弁別素性は、「と」、「(れ)ば」(以後「ば」と省略)、「なら」、「たら」が共有する。「と」は、[+Con, -Hyp]、「ば」「なら」「たら」は、[+Con, +Hyp]の素性を持つ。他方、これらの中で、条件節の中で時制辞を許容しないのは、「ば」のみである。時制辞にも「認定」のムードがあるとする、本論文の仮定のもとで、時制辞を含まない「ば」条件節は、条件節が表わす事態の実現を前提としない仮定上の条件(仮定条件)を表わし、時制辞を含む条件節は、条件節が表わす事態の実現を前提とする条件(実現前提条件)を表わすと考える⁸。そして、時制辞を含まない「ば」条件節を基本的条件節とする。

3. 主文のモーダリティと条件節

条件節は主文の付加詞として働く。本論文では、主文のモーダリティが条件節を選択すると考える。

3.1. 主文のモーダリティによる条件節選択の基準

条件節選択の基準として(5)を仮定する。特に、(5a)は本論文で検証する(6)の仮定に繋がる。

- (5) a. 条件節が時制辞を許容するかどうか。(定時制辞「る」「た」を取るもの、非定時制辞「る」のみを許すものの両者を含む。)

⁷ 素性[Hyp]は「仮想上の」の意味に用いる。「仮定条件」の意味ではない。

⁸ 日本語研究では、条件節が表わす意味として、「恒常条件」「仮定条件」「確定条件」など類似の意味記述がなされてきた。(益岡(2000)参照)本論文では、条件説での時制辞の有無により、実現前提条件と仮定条件の区別をつけている。形式に基づく意味記述である。この分析が有効であることが、「ば」条件説を基準にした実証過程でかなり明確になっている。従来から言われているさらに細かい意味の問題もこれを基軸に解決を試みることができよう。

- b. 条件節の主語が動作主であるか、非動作主であるか。
- c. 条件節が状態述語を持つかどうか。

(5)の仮定を踏まえて、主文のモーダリティの条件節にたいする制限として(6)を仮定する。

- (6) a. 時制辞を持たない「ば」条件節は主文のモーダリティによる制限を受けない。すなわち、主文のいかなるモーダリティとも共起する。この仮定の必然的結果として、(5b, c)の制限も受けない。
- b. 時制辞を持たないことが、「ば」条件節の分布を制限する。

3.2. 時制辞を持たない「ば」条件節による(6a)に関する検証

3.2.1. 主文 A

主文 A からの制約はない。

- (7) a. 努力すれば、報われる。
(条件節：動作主主語) (主文：非動作主主語)
- b. このボタンを押せば、看護婦が来ます。
(条件節：異動作主主語) (主文：動作主主語)
- (8) a. 春が来れば、桜が咲く。
(条件節：非動作主主語) (主文：非動作主主語)
- b. ここで泊まれば、ゆっくり静養できる。
(条件節：非動作主主語) (主文：非動作主主語)
- c. 雪が降れば、スキーに行く。
(条件節：非動作主主語) (主文：動作主主語)
- (9) a. 来客が若ければ、話しがよく通じる。
(条件節：状態述語) (主文：非状態述語)
- b. 資金さえあれば、この会社は立ち直る。
(条件節：状態述語) (主文：非状態述語)

- (10) a. よい設備があれば、子供達は幸せだ。
 (条件節：状態述語) (主文：状態述語)
- b. 戸を閉めれば、外は暗闇だ。
 (条件節：動作主主語) (主文：状態述語)
- c. この人は、金さえあれば、コンピュータを買う。
 (条件節：状態述語) (主文：動作主主語)

(7)-(10)の主文の「る」は普遍的なテンスを表わすか(7a)(8a)(9a)、常に起こる事態(習慣など)((7b)(8c)(10c))、予測できる事態((8b)(8c)(9b))、恒常的状态((10a, b))などを表わす。

これらに対して、(11)は反例のように見える。

- (11) a. ??私は玄関を開ければ、廻りを掃除する。
 b. ??この子供は絵を描けば、私に見せに来る。

(11)は、特殊な文脈(例えば、小説の中での人物描写、芝居のト書きなど)を想定し、時制辞「る」を持つ主文が一回限りの動作を表わすと解釈されれば、井上(2006)で問題にした「同一動作主主語制限」(条件節と主文に同一の動作主を持つ文に対する制限)がかかり、不適格文に近いと判断される。主文が習慣を表わすと解釈されれば、適格な文と判断される。(11)に「いつも」をつければ、習慣の解釈が容易にでき、問題なく適格な文になる。この限りにおいて、(11)は反例ではない。ただし、「同一動作主主語制限」は、「意志」のモーダルとの関連で更に検討を要する。

結論：

- (1) 主文 A による検討の結果は、仮説(6a)を支持するものである。
- (2) 主文 A と共起する「ば」条件節は、益岡(2000)の「恒常条件の用法」である。しかし、「恒常」の意味は主文の定

時制辞「る」に与えられるもので、条件節の意味でもなく、「ば」条件節の特殊用法でもない。特に、動作動詞に続く「る」には、状態述語の場合と同じく普遍的テンスの意味があることに留意しなければならない。

- (3) (11)で問題にした文脈による時制辞の解釈のゆれは、別次元の問題であるから、ここでは研究対象にしない。
- (4) (7)-(10)の右端に、(5b, c)に示した「動作主主語か否か」「状態述語かどうか」という基準を用いて、条件節と主文の述部の組み合わせを示した。これによっても、主文Aの述部の種類などからの条件節の述部への制約はない。

3.2.2. 主文 B

主文 B からの制約はない。

- (12) a. 努力すれば、報われた。
(条件節：動作主主語) (主文：非動作主主語)
- b. このボタンを押せば、看護婦が来ました。
(条件節：異動作主主語) (主文：動作主主語)
- (13) a. 春が来れば、桜が咲いた。
(条件節：非動作主主語) (主文：非動作主主語)
- b. ここで泊まれば、ゆっくり静養できた。
(条件節：非動作主主語) (主文：非動作主主語)
- c. 雪が降れば、スキーに行った。
(条件節：非動作主主語) (主文：動作主主語)
- (14) a. 来客が若ければ、話しがよく通じた。
(条件節：状態述語) (主文：非状態述語)
- b. ?資金さえあれば、この会社は立ち直った。
(条件節：状態述語) (主文：非状態述語)
- (15) a. よい設備があれば、子供達は幸せだった。
(条件節：状態述語) (主文：状態述語)

- b. 戸を閉めれば、外は暗闇だった。
(条件節：動作主主語)(主文：状態述語)
- c. この人は、金さえあれば、コンピュータを買った。
(条件節：状態述語)(主文：動作主主語)

結論：

- (1) 主文が時制辞「た」を持つ場合も、条件節にたいする制限はない。ただし、「た」は過去の習慣、または繰り返し起こった出来事を表わす。それぞれの文に「いつも」を加えるとより自然な文になることによっても明らかである。ただし、(14b)は、繰り返し起こった事態を表わすという解釈と反実条件文としての解釈がある。反実条件文は、本論文で扱っていないが、(6)に対する問題点ではある。
- (2) 時制辞「た」が動作動詞に続く時には、動作の完了、過去の動作、過去の習慣を表わす。動作に関しては、「一回限りの動作」の解釈は標準的なものである。それにも関わらず、「ば」条件節を選択した場合に、標準的な意味を排し、習慣の解釈が強制されるのである。

問題点 A：

主文 B において「ば」条件節が選択された場合に、習慣の解釈が強制されるのは、主文のモーダルが条件節の生起を制限するのではなく、条件節の方から主文にたいする制限が加わるからと考えることができる。先述の益岡の「恒常条件の用法」の考えのように、「ば」条件節に固有の特徴として扱わなければならないことを示唆しているのかも知れない。

3.2.3. 主文 C

この場合も条件節への制約はない。(16)は(7)-(10)に「推量」

のモーダルを与えた文である。

- (16) a. 努力すれば、報われるだろう。
- b. このボタンを押せば、看護婦がくるでしょう。
- c. 春がくれば、桜が咲くだろう。
- d. ここで泊まれれば、ゆっくり静養できるだろう。
- e. 雪が降れば、スキーに行くだろう。
- f. 来客が若ければ、話しがよく通じるだろう。
- g. 資金さえあれば、この会社は立ち直るだろう。
- h. よい設備があれば、子供達は幸せだろう。
- i. 戸を閉めれば、外は暗闇だろう。
- j. この人は、金さえあれば、コンピュータを買うだろう。

3.2.4. 主文 D

「意志」のモーダルの主語は一人称動作主である。条件節の主語が主文の主語と同一の動作主主語であれば、それに対する制限が働くことが予測され、(6)に対する反例が出ることが予測される。

- (17) a. 君が出席すれば、僕も出ることにしよう。
(条件節：異動作主主語) (主文：動作主主語)
- b. 皆がこの本を買えば、私も買おう。
(条件節：異動作主主語) (主文：動作主主語)
- c. *私はこの本を買えば、一生懸命勉強しよう。
(条件節：同一動作主主語) (主文：動作主主語)
- (18) a. ここで暫く滞在できれば、新しい仕事を始めよう。
(条件節：非動作主主語) (主文：動作主主語)
- b. 仕事が早く終われば、早く家に帰ろう。
(条件節：非動作主主語) (主文：動作主主語)
- (19) a. 暇があれば、田舎へ帰ろう。
(条件節：状態述語) (主文：動作主主語)

- b. この服が小さければ、新しいのを注文しよう。
(条件節：状態述語) (主文：動作主主語)

予測通り(17c)は「同一動作主主語制限」を受ける。これについては、後に検討する。

3.2.5. 主文 E

主文 E も「ば」条件節の生起に制約をかけないと予測される。

- (20) a. 課長が出席すれば、君も出なさい / 僕たちも出席しよう⁹。
b. ここで暫く滞在できれば、新しい仕事を始めなさい。
/ 始めよう。
- (21) a. 友達に食事に誘われれば、気持ちよく受けなさい。
/ 受けよう。
b. 寒ければ、窓を閉めなさい。 / 窓を閉めよう。
- (22) a. 暇があれば、運動をきなさい。 / 運動をしよう。
b. 金がなければ、余分な物を買うな。

上記例文はこの予測どおりであることを示している。

3.2.6. 結論

仮説(6a)に伴う予測どおり、主文 A-E からの「ば」条件節への制約がないことが明らかになった。このように、「ば」条件節は、時制辞を持たず、その結果「認定」のモードによる実現性の含意がないので、主文のモーダルに影響されずに、すべての環境において仮説条件を提示することが出来るのである。

⁹ (20a)は一人称と二人称を含めた主語を持つから「勧誘」のモーダルと解釈される。主語が一人称ならば、「意志」になる。その他の主語を持たない例文では、「勧誘」「意志」の両義にとれる。

3.3. 仮説(6b)の検証

- (6) b. 時制辞を持たないことが、「ば」条件節の分布を制限する。

仮説(6b)の検証には、まず、不定時制辞「る」を持つ[と]条件節の分析を示す必要がある。

3.3.1. 「と」条件節

「と」条件節は、[-Hypothetical]([-Hyp])の素性をもっている。井上(2006)では、これを[+Sequential](+[Seq])としている。これは、「と」条件接続要素が条件節と主文の間の「継起関係」を示すことを表わしたものである。本論文では、これを[-Hyp]で表わす。

「継起関係」には「時間的継起」と「因果関係」(原因・結果という継起関係)がある。これを上記論文では[±Time]で表示している。[-Hyp][+Time]は時間的継起を表わし、条件節には入らないものである。しかし、「因果関係」を表わすものの、ある意味での連続性を考慮して、分析対象にした。

「時間的継起」を表わす([-Hyp, +Time])条件節を「と1」条件節、「因果関係」を表わす([-Hyp, -Time])条件節を「と2」条件節と呼ぶことにする。

3.3.1.1. 予測 (1)

不定時制辞「る」を含む「と1」条件節の現われる環境に「ば」条件説は生起できない¹⁰。

以上の予測は(23)(24)が示すように的中する。

- (23) a. ボタンを押すと、看護婦が来た。
b. *ボタンを押せば、看護婦が来た。
- (24) a. 窓を開けると、雪が降っている。

¹⁰ 1.4.2において「る」が「認定」のムードを持つとする仮定に対して「と」条件節と「ば」条件節を用いて既に議論したが、ここで更に議論を詰める。

- b. *窓を開ければ、雪が降っている。

(23b)には、過去の一回限りの出来事としての解釈を与えることができない。

上記(23a)(24a)の主文は現象描写文である。現象描写文は話者の眼前に展開する、あるいは展開した動的状況を描写するもので、「断定」以外のモーダルとは共起しない。

「と1」条件節について言えば、ここに現われる不定時制辞「る」は「認定」のムードを持っている。これは、条件節の内容が「確かなこと」と認定されているということである。したがって、その内容の実現が認定されている条件節が「時間的継起」を表わす「と1」条件節である限り、続いておこる主文の事態の前提条件になるために、現象描写文に許容される。他方、時制辞を欠く「ば」条件節にはそのような実現可能な事態を前提とすることが出来ない。従って現象描写文から排除され、(23b)(24b)のような不適格文を作ることになる。

「と1」条件節は、厳密に言って条件節ではないが、時制辞「る」による「認定」のムードを要求する主文によって「ば」条件節が排除されることを明示している。

3.3.1.2. 予測 (2)

「と2」条件節の現われる環境に「ば」条件節は生起できない。

「と2」条件節にも、「認定」のムードを持つ不定時制辞「る」が現われる。このムードのみが「ば」の生起を左右するのならば、予測(2)が的中することになる。しかし、(25)(26)の(a-d)は、この予測が成り立たないことを示しているように見える。

- (25) a. ここで待っていると、バスが来ます。 (断定)
b. 朝夕運動すると、体によい。 (断定)
c. 寝室がもう少し温かいと、よく眠れるだろう。(推量)

- d. ?賃金を上げると、文句は言うまい。 (推量)
- e. *金が残ると、外国旅行をしよう。 (意志)
- f. *時間の余裕があると、読書をしろ。 (命令)

(25)の「と2」条件節の環境から「ば」条件節が排除されるとは言えないことは、(26a-d)の例文が示している。

- (26) a. ここで待っていれば、バスが来ます。
- b. 朝夕運動すれば、体によい。
- c. 寝室がもう少し温かければ、よく眠れるだろう。
- d. 賃金を上げれば、文句は言うまい。
- e. 金が残れば、外国旅行をしよう。
- f. 時間の余裕があれば、読書をしろ。

(26a-d)は、「と2」条件節の環境に「ば」条件節が生起することを示している。しかも、「と1」の場合と異なり、認識モードの「断定」のみならず、「推量」によっても許容されるのである(26c, d)。他方、「ば」は「と2」が排除される「意志」と「発話伝達」のモードを持つ主文とも共起できる。この点は、仮説(6b)にたいする傍証になる。すなわち、「と2」は「認定」のムード故に、実現可能性を含意し、その上での「因果関係」を表わし、実現前提条件節を作る。従って、仮定条件を表わす「ば」の環境には生起できない。

3.3.1.3. 結論

- (1) 不定時制辞「る」を持つ「と」条件節の中で、「時間的継起」を表わす「と1」条件節の環境に「ば」条件節は生起できない。従って、「る」の生起に加えて、「時間的継起」という「と1」に固有の意味を考慮して始めて、(6b)の仮説が支持を得る。
- (2) 「と2」条件節の環境に「ば」条件節は現われる。これは、(6b)の反例のように見える。しかし、「と2」が、「る」

による「認定」のムード故に、「ば」が現われる仮定条件の文脈に現われ得ないことは、(6b)を支持する。

- (3) (25c, d)において、適格性の判断にゆれがあることが現われている。「と2」条件節は、認識モダル「推量」によって常に許可されるとはかぎらない。そして、「意志」と発話伝達のモダル「命令」によって排除される(25e, f)。

問題点 B :

「と2」条件節は、推量」によってある程度許容されるのに対し、「意志」には全く許容されない。「推量」と「意志」の間に境界がある。

3.3.2. 「なら」条件節

ここでは、「たなら」は、普通の文体では「たら」に吸収され、特殊な文体にのみ存続すると考える¹¹。従って、「なら」条件節は、「と」条件節と同様に不定時制辞「る」を持つということになり、「ば」がこの環境に現われないという予測が立つ。

3.3.2.1. 「なら」条件節

予測 :

「ば」条件節は、「る」を含む「なら」条件節に取って代わることが出来ない。

まず、(26)を使って「なら」が「ば」に取って代われるかどうかを確かめよう。

- (27) a. *ここで待っているなら、バスが来ます。
b. *朝夕運動するなら、体によい。

¹¹ 鈴木(1993)は「たなら」は「いくぶん古めかしい感じもする」と述べ(p. 133),注5では「歌謡曲の歌詞の中などでは、タラよりもタナラの方が好んで使われているようである」と付記している。

- c. ?寝室がもう少し温かいなら、よく眠れるだろう。
- d. ?賃金を上げるなら、文句は言うまい。
- e. 金が残るなら、外国旅行をしよう。
- f. 時間の余裕があるなら、読書をしろ。

(27a-d)に見られるとおおり、仮定条件を表わす「ば」の代わりに「なら」を用いることが出来ない。他方、「る」の「認定」のムード故に、(27e, f)のような実現性を含意する文脈において「なら」は「ば」に取り代わる。(27c, d)もその意味では、許容度が上がる。しかし、(27c-f)は、「ば」を用いた(26c-f)のように、純粹の仮定条件ではなく、実現性の含意をもっている。この点も、「る」の「認定」のムードによって説明することができる。さらに、(27e-f)は「のなら」と共通する文脈で、「の」の省略形とも解釈される。この点は後に取り上げる。

3.3.2.2. 結論

(27a-d)のような「ば」の現われる環境に「なら」が現れない、あるいは許容度が下がるのは、「なら」に先行する「る」の「認定」のムードのために、実現前提条件を表わし、仮定条件節の「ば」節の代わりとして生起し得ないことを確認することになり、仮説(6b)からの予測を「なら」の側から支持できることを示す。

次に、(28)は「なら」条件節が生起する典型的な文脈である。

- (28) a. 地球の温暖化が止まらないなら、海面の上昇は避けられない/避けられないだろう。(断定)(推量)
- b. 図形 A が長方形なら、図形 A は平行四辺形である/であろう。(断定)(推量)

「ば」はこの「なら」に代わることが出来る。

- (29) a. 地球の温暖化が止まらなければ、海面の上昇は避け

られない。

b. 図形 A が長方形であれば、図形 A は平行四辺形である。

これは、(6b)の反例ではあるが、(28)(29)の主文は「る」形に限られており、先に「と 2」条件節について述べた恒常的事態を表わす文である。つまり、(29)は、「ば」条件節の典型例である。このような環境に「なら」が現われ得ることがむしろ検討課題である。この点は次節で取り上げる。

3.3.3. 「(の) なら」条件節

「(の) なら」条件節は、(30)が示すように、定時制辞「る」を含む。「る」は「認定」のムードを持ち、動作動詞に続く時には、普遍的テンスや恒常的状态のみならず未完了または確定的未来を表わす。[+Hyp]の素性を持っているのであるから、[-Hyp]の条件節の現われる文には生起できないが、[+Hyp]の条件節の許される文にはすべて許容される。その意味で主文からの制約はない。(30)は「(の) なら」条件節の現われる典型的な文脈である。

- (30) a. 明日から授業が始まるのなら、図書館は今日は閉まっています。(断定)
- b. 選手たちが帰ってきたのなら、駅前は混んでいるだろう。(推量)
- c. 明日外食するのなら、お母さんに電話をします。
(意志)
- d. 明日外食するのなら、お母さんに電話をください。
(命令)
- e. 子供たちが遠足に行くのなら、お弁当を作ろう。
(意志)
- f. 子供たちが遠足に行くのなら、お弁当を作って下さい。
(命令)

3.3.3.1. 予測(1)

時制辞を持たない「ば」条件節は、(30)の「(の)なら」に代わることが出来ない。

- (31) a. *明日から授業が始まれば、図書館は今日は閉まっています。
b. *選手たちが帰ってくれば、駅前は混んでいるだろう。
c. *明日外食をすれば、お母さんに電話します。
d. *明日外食をすれば、お母さんに電話をください。
e. *子供たちが遠足に行けば、お弁当を作ろう。
f. *子供たちが遠足に行けば、お弁当を作りなさい。

このように、予測どおりの結果である。

3.3.3.2. 付記

(30b)を除いて、(30)では未完了または確定的未来という「る」に固有の意味故に、「たら」条件節もこれに代わることが出来ない。(30b)では、「の」の「話者以外の者の断定」の意味¹²ゆえに、これも「たら」条件節では代えられない。

- (32) a. *明日から授業が始まったら、図書館は今日は閉まっています。
b. *選手たちが帰ってきたら、駅前は混んでいるだろう。
c. *明日外食をしたら、お母さんに電話をします。
d. *明日外食をしたら、お母さんい電話をください。
e. *子供たちが遠足に行ったら、お弁当を作ろう。
f. *子供たちが遠足に行ったら、お弁当を作ってください。

(32c)は、(30c)と異なり、「外食を終わったら」の意味になる。

¹² ここでは立ち入ることはできないが、「(の)なら」の「の」は擬似モーダルの「のだ」の縮約形である。「のだ」は主文に生じると話し手の「断定」、従属節では話し手以外の者の「断定」を表わす。井上(2006)では、これを[-Speaker's Confirmation]という素性で表わしている。

(30c)の意味を保たないという意味で、*印をつけてある。

3.3.3.3. 結論

前節の(28)(29)で問題にした、「ば」に取って代わられる「なら」の存在は、この種の「なら」と「(の)なら」の「の」を省略した「なら」が別個のものである可能性を示している。井上(2006)は、前者を「なら2」後者を「なら1」として区別している。以下の議論ではこれらの名称を用いることにする。

- (1) 「なら1」の意味に関しては、多様な側面からの研究があるが、先行する「る」のモード故に実現前提条件の意味を持つという仮定に立つと、非常に興味深い一般化が可能になる。すなわち、仮定条件を表わす「ば」条件節と実現前提条件を表わす「なら1」条件節は完全な対立関係にある。
- (2) 「ば」条件節、「なら1」条件節のいずれに対しても主文からの制約はない。
- (3) 「と2」条件節と「なら2」条件節には主文のモーダルによる制約がある。すなわち、両者とも認識モーダルの「断定」「推量」を持つ文によって許容されるが、「意志」および発話伝達のモーダルを持つものからは排除される。

3.3.4. 「たら」条件節

定時制辞「た」を含む「たら」は、「る」を含む「と」「なら」の場合と同じく、条件節の内容の実現が認定されている。従って、実現前提条件を表わすのである。その上に、「た」の時制辞としての意味である「完了」が加わる。

「たら」は、「と1」「と2」を含めて、条件節の現われるすべての文に許容される。この点は井上(2006)において、実証済みである。

3.3.4.1. 予測

「たら」に固有の上記二つの意味のために、「たら」条件節の現われる環境に「ば」条件節は生起できない。

例文(33)-(40)は、この予測通りであることを示す。

- (33) a. きのううちへ帰ったら、だれもいませんでした。
(断定)
- b. *きのううちへ帰れば、だれもいませんでした¹³。
(水谷(1992) (1))
- (34) a. 今朝早く学校へ行ったら、もう先生たちが来ていました。(断定)
- b. *今朝早く学校へ行けば、もう先生たちが来ていました。
- (35) a. 彼はこの本を読んだら、新しい論文集に取りかかるだろう。(推量)
- b. *彼はこの本を読めば、新しい論文集に取りかかるだろう。
- (36) a. 道具を持ち出したら、このノートに名前と住所を書きましょう。(意志)
- b. *道具を持ち出せば、このノートに名前と住所を書きましょう。
- (37) a. 仕事が終わったら、早く家に帰りなさい。
(命令)
- b. *仕事が終われば、早く家に帰りなさい。
- (38) a. お母さんはデパートに行ったら、パンを買ってくるでしょう。(推量)
- b. ?お母さんはデパートに行けば、パンを買ってくるでしょう。

¹³ 水谷は、日本語学習者に見られる誤用例の一つとしてこの文を上げている。

- (39) a. 私はデパートに行ったら、パンを買ってくる/こよう
(意志)
- b. ?私はデパートに行けば、パンを買ってくる / 買ってこよう。
- (40) a. デパートに行ったら、パンを買ってきなさい。
(命令)
- b. *デパートに行けば、パンを買ってきなさい。

(33)-(37)は「たら」が持つ「認定」と「完了」の意味のために、「ば」節が生起できない。この場合に「たら」が「た」と「ば」に分析されていると考えることができる。

3.3.4.2. 結論

- (1) 「たら」条件節では、(35)(36)、(38) – (40)が示すとおり、同一動作主主語にたいする制限がかからない。
- (2) 「ば」条件節では、同一動作主主語制限がかかる。
- (3) 「たら」条件節には、「た」による「認定」のムードと、「た」の固有の意味「完了」という二つの特徴があり、実現前提条件を表わしている。そのために、これらの環境に仮定条件を表わす「ば」節が生起できないとする(6b)の仮説は支持されている。ところが、よく見ると、(38)-(39)のb文は、(33)-(37)のb文ほど悪くはない。(33)-(37)と(38)-(39)では、「ば」節の許容度が違うのである。その理由は、(33)-(37)がこれらの特徴を二つとも具えており、(38)-(40)がその内のひとつ「認定」のムードのみを持っているからであると一応説明できる。(そうすると、「たら」には「た」+「ら」と分析されるものと、「たら」を未分析のまま、条件接続要素とされているものがあるということになる。)
- (4) (38)(39)の主文Cと主文Dは、「ば」節をある程度許容しているが、これは仮定条件の「ば」条件節としての受け

入れが可能であることを示しているのであって、実現前提条件の「たら」節に代わるものとして受け入れているのではない。従って、仮説(6b)は完全に支持されているのである。

- (5) 実現前提条件を表わす「たら」条件節の代わりに、「ば」条件節は現われ得ない。
- (6) 「たら」条件節にたいする主文のモーダルによる制約はない。

3.3.4.3. 仮説(6b)と同一動作主主語制限

先に上げた(17c) ((41)として再掲)は、同一動作主主語を持つ例文である。

- (41) *私はこの本を買えば、一生懸命勉強しよう。

そこで、(35)(36), (38)-(40)の b 文は、同一動作主主語の制限のために不適格文になるのであって、「る」による「認定」のムードとは関係がないという議論が出てくる。

異動作主主語において、仮説(6a)が支持されることは、すでに(17a, b)を用いて示した。(42a, b)として再掲する。これらは主文 D の場合である。

- (42) a. 君が出席すれば、僕も出ることにしよう。
- b. 皆がこの本を買えば、私も買おう。

主文 C においても、同様に「ば」条件節が生起できる。

- (43) a. 君が出席すれば、弟も出るだろう。
- b. 私が頑張れば、皆も頑張るだろう。

他方、異動作主主語でも、主文 E の場合には「ば」条件節は許容されない。

- (44) a. 一行が東京駅に着いたら、旗を振って迎えて下さい。
 b. *一行が東京駅に着けば、旗を振って迎えて下さい。
- (45) a. 私が話し終わったら、スイッチを切りなさい。
 b. *私が話し終われば、スイッチを切りなさい。

異動作主主語を持つ「たら」条件節の環境にも、「ば」条件節は生起しない。これにより、仮説(6b)が支持を得る。

3.3.5. 結論

- (1) (6a)(6b)の仮説に関して、3.2節から3.3節を通して、「ば」条件節の生起可能性からこれらの仮説が支持を得ることを見た。
- (2) 「ば」条件節は、主文のモーダルからの制約は全く受けない。しかし、実現前提条件節としては用いることができない。実現前提条件節を要する環境において辛うじて許される「推量」「意志」のモーダルの場合（主文 C, D-(38)(39)）においても、仮定条件の意味しか持ち得ない。そして、主文 E の発話伝達のモーダルにより完全に排除される。（(40)(44)(45)の b 文）
- (3) 「ば」条件節、「なら 1」条件節、「たら」条件節に対して主文からの制約はない。「と 2」条件節と「なら 2」条件節には主文のモーダルによる制約がある。すなわち、両者とも認識モーダルの「断定」「推量」を持つ文には許容されるが、「意志」および発話伝達のモーダルを持つものからは排除される。
- (4) 仮定条件を表わす「ば」条件節と、実現前提条件を表わす「なら 1」「たら」条件節は分布において完全に対立している。互いに相手の生起する環境に現われ得ないのである。

問題点 C :

「と 2」条件節と「なら 2」条件節には主文のモーダルによ

る制約がある。すなわち、両者とも認識モダルの「断定」「推量」を持つ文には許容されるが、「意志」および発話伝達のモダルの持つものからは排除される。

問題点 D :

「ば」条件節が実現前提条件節を要する環境において辛うじて許される「推量」「意志」のモダルの場合（主文 C, D-(38)(39)）においても、仮定条件の意味しか持ち得ない。そして、主文 E の発話伝達のモダルにより完全に排除される。（(40)(44)(45)の b 文）すなわち、認識モダルと発話伝達モダルとの間に、境界があることを示している。

問題点 E :

同一動作主主語に対する制約が、「たら」条件節と「ば」条件節の一部を除いて、条件節一般にかかるのは、意味の問題であるのだろうか。

4. 問題点について

4.1. ここにこれまで上げた問題点を列挙する。

問題点 A :

主文 B において「ば」条件節が選択された場合に、習慣の解釈が強制されるのは、主文のモダルが条件節の生起を制限するのではなく、条件節の方から主文にたいする制限が加わるからと考えることができる。先述の益岡の「恒常条件の用法」の考えのように、「ば」条件節に固有の特徴として扱わなければならないことを示唆しているのかも知れない。

問題点 B :

「と 2」条件節は、「推量」によってある程度許容されるのに対し、「意志」には全く許容されない。「推量」と「意志」の

間に境界がある。

問題点 C :

「と2」条件節と「なら2」条件節には主文のモーダルによる制約がある。すなわち、両者とも認識モーダルの「断定」「推量」を持つ文には許容されるが、「意志」および発話伝達のモーダルを持つものからは排除される。

問題点 D :

「ば」条件節が実現前提条件節を要する環境において辛うじて許される「推量」「意志」のモーダルの場合（主文 C, D-(38)(39)）においても、仮定条件の意味しか持ち得ない。そして、実現前提条件節を必要とする主文 E では、発話伝達のモーダルにより完全に排除される。（(40)(44)(45)の b 文）すなわち、認識モーダルと発話伝達モーダルとの間に、境界があることを示している。

問題点 E :

同一動作主主語に対する制約が、「たら」条件節と「ば」条件節の一部を除いて、条件節一般にかかるのは、意味の問題であるのかどうか。

4.2. 問題の解決に向けて

4.2.1. 問題点 A

この問題は、主として形式を手がかりにした分布状況の検討だけでは解決できない問題があることを示している。「ば」条件節の固有の意味の研究が加わらなければ、十分な分析ができないことは言うに及ばない。井上(2006)は、同様の問題を指摘している。

- (46) a. この薬を飲むと、間もなく熱が下がります。
b. この薬を飲んだら、間もなく熱が下がります。

- c. この薬を飲めば、間もなく熱が下がります。
- (47) a. こんなところで待っていると、タクシーは来ませんよ。
- b. こんなところで待っていたら、タクシーは来ませんよ。
- c. *こんなところで待っていれば、タクシーは来ませんよ。

(46c)と(47c)の違いは、「ば」条件節が「条件を満たせば、期待どおりの結果が出る」という意味を持っていることを示している。「と」と「たら」条件節にそのような含意がないのであるから、上の意味は「ば」条件節に固有の意味としなければならぬ。

本論文での接近法のように、構造を基に意味解釈を行うという手続きを踏めば、残る問題を意味論で扱うにしても、問題を絞り込み、個別的記述を超えて意味に見られる一般性を捉えることが出来る。

4.2.2. 問題点 B

「と2」条件節は、主文の「推量」のモーダルとは共起可能であるが、「意志」および発話伝達のモーダルとは相容れない。認識モーダルの「推量」と「意志」の間に境界がある。これに対して、「意志」が発話伝達のモーダルであるとの主張がある。上田の刊行予定の論文は、主語の人称制限の問題から「意志」を発話伝達のモーダルに入れている。本論文では、問題 D に示された「ば」条件節の分布により、「意志」を認識モーダルに加えている。さらに、時制辞に与えられる「断定」のモーダルが、主語として一人称動作主を取る時に、「意志」の意味が生じることも、この分析の根拠とすることができる。

4.2.3. 問題点 C

「と2」「なら2」とともに、主文の現在時制からの制約を受け、恒常的、普遍的事態を引起す条件を表わす。従って認識モダルの「断定」により許容され、「推量」にまで拡張はできるが、「意思」のモダルには排除される。この種の文には、一般に3人称主語が現われることも、この特徴を表わしている。

このように、「と2」と「なら2」のみに主文のモダルからの制約がかかるのは何故であろうか。本論文の主張に基づく答えはかなりはっきりしている。すなわち、「と2」は[－Hyp]の素性を持っている。これは、仮定条件ではないという表示である。にもかかわらず、仮定条件を必要とする環境に置かれている。「なら2」は、時制辞「る」による「認定」のムード故に、実現前提条件を表わすのに、仮定条件の環境に置かれているのである。両者ともに形式に基づく本来の意味を保つことの出来ない環境に置かれている。従って、基本的な「断定」とそれを拡張して「推量」のモダルによって辛うじて許容されると考えることができる。

4.2.4. 問題点 D

認識モダルは、発話内容にたいする話し手の認識を表し、聞き手の存在や関与を想定しない。それに対して発話伝達のモダルは、話し手の発話伝達の態度を表わす。従って、聞き手の存在を想定し、あるいは聞き手の存在のみならずその関与をも想定しなければならない。この違いが、条件表現の許容可能性の違いとして出てくるのは、むしろ当然のことと考えられる。

4.2.5. 問題点 E

同一動作主主語にたいする制約は、動作主が自分の動作を仮定条件として、動作を行うということの矛盾を突いた制約

であるという意味の上からの制約とする以外に、現在は適切な解決案がない状態である。この点は今後の研究課題とする。

5. 条件節と主文の共起関係と条件節の統語構造上の位置

5.1. 条件節と主文の共起関係をまとめたものが(48)である。

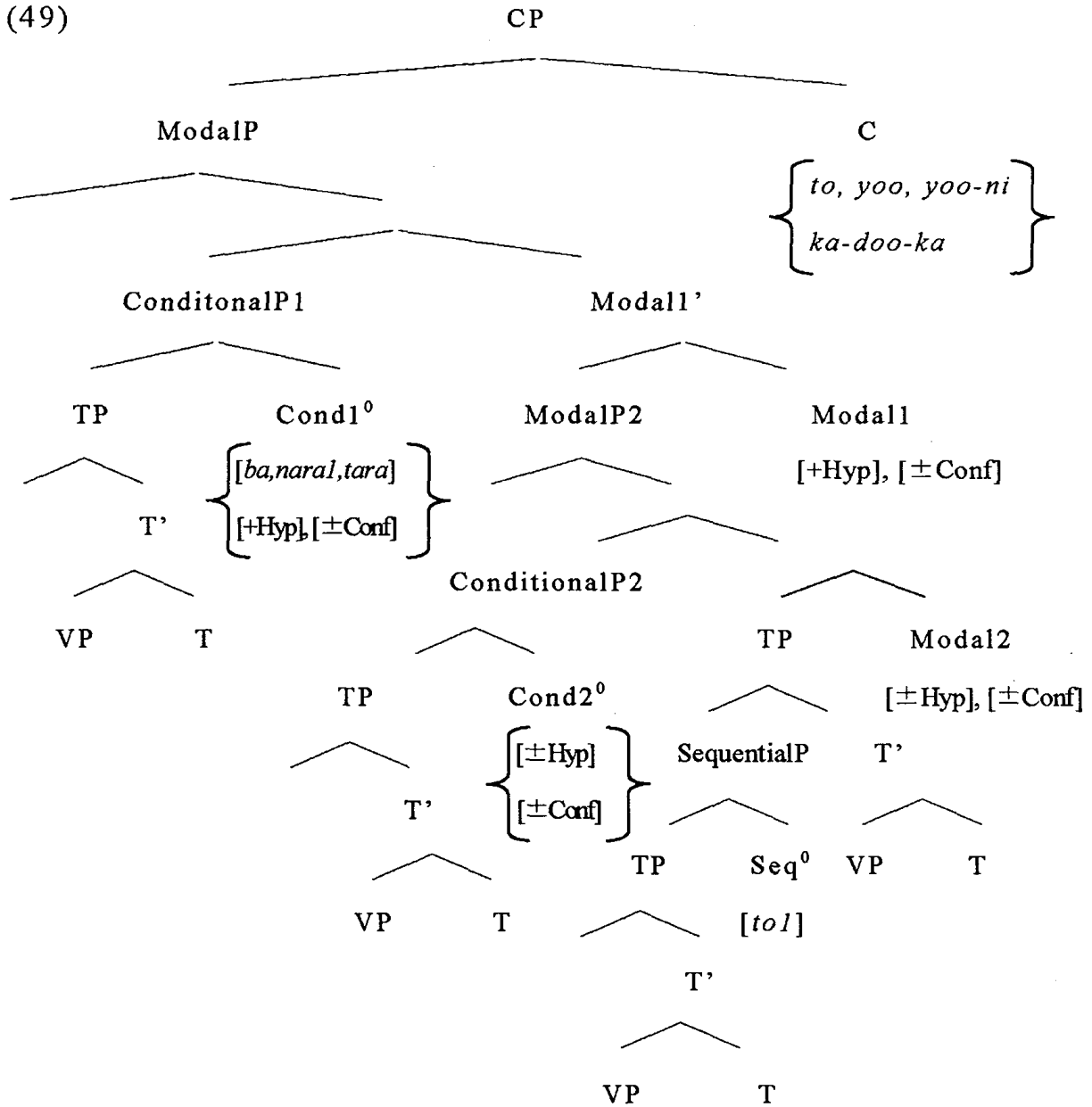
(48)

主文		述語		認識モダリティ			発話伝達のモダリティ			
		「る、た」	習慣	断定	推量	意思	命令	勧誘	禁止	伝達
条件節	I. [-Hyp, +Time] 「と1」	OK	*	OK	*	*	*	*	*	OK
	II. [-Hyp, -Time] 「と2」	*	OK	OK	OK	*	*	*	*	OK
A	III [+Hyp, -Conf] A. 「なら2」 B. 「ば」	*	*	OK	OK	*	*	*	*	OK
		*	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
B	IV. [+Hyp, +Conf] A. 「なら1」 B. 「たら」	*	*	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
		OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK

上記の表は仮定条件と実現前提条件の区別を表わしていないが、主文のモダリティによる制約については、出来るだけ正確なものにした。

「なら1」の主文が「た」形を取ると、反実条件文になる。本論文では反実条件文を扱っていないので、*を付けている。

5.2. 条件節の統語構造上の位置



- 「と 1」 = [-Hyp, +Time]
 「と 2」 = [-Hyp, -Time]
 「ば」 = [+Hyp, -Conf]
 「なら 1」「たら」 = [+Hyp, +Conf]
 Cond2⁰ = 「と 2」「ば」「なら 1」「なら 2」「たら」
 [+Conf] = 時制辞に後続し、「認定」のムードをその節
 のなかに含むもの。

Sequ: Sequential = 「と 1」 (条件接続要素ではない。)

TP の上部構造 = (TopicP) CP (ModalP1) (ModalP2) TP

(49)において、「と1」は、ModalPには現われず、TP内部の要素である SequentialP の主部として現われる。すなわち、本来の条件節ではないという判断である。「ば」に与えられた [-Conf] と Modal1(発話伝達のモーダル)に与えられた [-Conf]、「なら1, たら」に与えられた [+Conf] と主文の Modal1 の [+Conf] が照合され、「と1」を除くすべての条件接続要素は [\pm Conf]の素性により認識モーダル (E-modal) の [\pm Conf]との照合ができる。

6. まとめ

本論文では、時制辞に与えられていると仮定した「認定」のムードに、意味と統語の両面から根拠を与え、これを基に条件節の意味として「仮定条件」と「実現前提条件」に分けた。他方、条件節に時制辞が存在するかどうか、仮定条件を表わすか実現前提条件を表すかの2点を基準に主文のモーダルによって制約を受ける条件節を抽出した。その結果、仮定条件を表わす条件節と実現前提条件を表わすものとは対立し、互いに交替不可能であることを見た。このようにして、従来の研究では、個別の制約として述べられていた制約を一般化することができた。さらに、「と2」と「なら2」の生起が主文のモーダルに制約される理由についても、それぞれの形式が持つ意味と異なる条件表現が要求された場合に起こる制約であることを明らかにした。形式を手がかりにした分析の果たす役割の重要性をも示すことができたと思う。

参照文献

- 蓮沼昭子 1993. 「「たら」と「と」の事実的用法をめぐって」、益岡（編） 73-97.
- Huang, C.-T., James. 1982. *Logical Relations in Chinese and the Theory of Grammar*. Doctoral dissertation, MIT.
- Inoue, Kazuko. 1978. “On Connective Particles in Japanese,” 井上和子（編）『研究報告「日本語の基本構造に関する理論的・実証的研究」』 1-18. 国際基督教大学
- Inoue, Kazuko. 1978. “On Conditional Connectives,” 同上、19-87.
- Inoue, Kazuko. 1989. “Three Types of Elliptical Sentences in Japanese,” 井上和子（編）『研究報告（5）「日本語の普遍性と個別性に関する理論的及び実証的研究」』 4-20. 神田外語大学.
- 井上和子 1990. 「日本語のモーダルの特徴」井上和子（編）『研究報告（6A）「日本語の普遍性と個別性に関する理論的及び実証的研究」』 11-35. 神田外語大学.
- 井上和子 2006. 「日本語の条件節と主文のモーダリティ」*Scientific Approaches to Language* No.5, 9-28, Center for Language Sciences, Kanda University of International Studies.
- 井上和子 刊行予定. 「日本語のモーダルの特徴再考」、長谷川信子（編）『日本語の主文現象と統語理論（仮題）』、ひつじ書房.
- 益岡隆志 1993. 「日本語の条件表現について」益岡（編） 1-20.
- 益岡隆志 1993. 「条件表現と文の概念レベル」益岡（編） 23-39.
- 益岡隆志（編）1993. 『日本語の条件表現』くろしお出版.
- 益岡隆志 1997. 『複文』くろしお出版.
- 益岡隆志 2000. 『日本語文法の諸相』くろしお出版.

- 水谷信子 1990. 「接続表現と談話の展開」井上和子、水谷修
（編）『日本語シンポジウム「言語理論と日本語教育の相
互活性化」』 26-35. 津田塾会.
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 2002. 『モダリテ
ィ』くろしお出版.
- Narrog, Heiko. 2005. “On defining modality again,” *Language
Sciences* 27, 165-192. Elsevier Ltd.
- 仁田義雄 1989. 「現代日本語のモダリティの体系と構造」仁
田義雄・益岡隆志（編） 1-56.
- 仁田義雄 1991. 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房.
- 仁田義雄・益岡隆志（編）1989. 『日本語のモダリティ』くろし
お出版.
- 寺村秀夫 1984. 『日本語のシンタクスと意味 II』くろしお出
版.

261-0014

千葉市美浜区若葉 1-4-1

神田外語大学

言語科学研究センター

inoue@kanda.kuis.ac.jp